

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
報告第10号	<p>〔専決処分の報告について〕（訴えの提起について）</p> <p>市営住宅損害賠償金の支払請求に関する訴えの提起について専決処分したため、市議会に報告するものである。</p>
議案第73号	<p>〔市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>各条例における引用する地方自治法等の改正による、条ずれを修正することに伴い、関係条例である市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年三次市条例第1号）ほか2条例の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第74号	<p>〔三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>願万寺住宅が老朽化し、今後の利用見込もないため、普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市営住宅設置及び管理条例（平成16年三次市条例第235号）の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第75号	<p>〔三次市過疎地域持続的発展基金条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>三次市過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、関係条例である三次市過疎地域持続的発展基金条例（平成23年三次市条例第2号）の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第76号	<p>〔三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償額の改正に伴い、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例（平成16年三次市条例第256号）の一部を改正しようとするものである。</p>

<p>議案第 7 7 号</p>	<p>〔三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 8 7 号）が施行されることに伴い、関係条例である三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 4 8 号）の一部を改正しようとするものである。</p>
<p>議案第 7 8 号</p>	<p>〔三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係条例である三次市子ども・子育て支援法施行条例（平成 2 7 年三次市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。</p>
<p>議案第 7 9 号</p>	<p>〔三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年三次市条例第 1 9 号）ほか 1 条例の一部を改正しようとするものである。</p>
<p>議案第 8 0 号</p>	<p>〔三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年三次市条例第 2 0 号）の一部を改正しようとするものである。</p>
<p>議案第 8 1 号</p>	<p>〔三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市乳児等通園支援事業の設備及び</p>

	<p>運営に関する基準を定める条例（令和7年三次市条例第24号）の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第82号	<p>〔三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、関係条例である三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三次市条例第22号）の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第83号	<p>〔三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>三次市ジミー・カーターシビックセンターの平和学習センターのオープンに当たり、施設利用料金、観覧料等を変更することに伴い、関係条例である三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例（平成16年三次市条例第34号）の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第84号	<p>〔三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づき、令和9年4月1日から三次市立学びの多様化学校を設置することに伴い、関係条例である三次市立学校設置条例（平成16年三次市条例第117号）の一部を改正しようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
報告第10号	<p style="text-align: center;">〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p>第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。</p>
議案第73号	<p style="text-align: center;">〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p style="text-align: center;">（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第243条の2の7 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。</p> <p>2及び3 略</p>
議案第74号	<p style="text-align: center;">〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p style="text-align: center;">（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p>第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2～11 略</p>

議案第 7 5 号	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決してなければならない。</p> <p>(1) 条例を設け又は改廃すること。</p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>2 略</p>
議案第 7 6 号	<p>〔消防組織法〕（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）</p> <p>（非常勤消防団員に対する公務災害補償）</p> <p>第 2 4 条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。</p> <p>2 略</p>
議案第 7 7 号	議案第 7 4 号に同じ。
議案第 7 8 号	議案第 7 5 号に同じ。
議案第 7 9 号	<p>〔児童福祉法〕（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）</p> <p>第 3 4 条の 1 6 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。</p> <p>2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(1) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数</p>

	<p>(2) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>3 略</p>
<p>議案第80号</p>	<p>[子ども・子育て支援法] (平成24年法律第65号) (特定教育・保育施設の基準)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設に係る利用定員 (第27条第1項の確認において定める利用定員をいう。第72条第1項第1号において同じ。)</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>4及び5 略 (特定地域型保育事業の基準)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業に係る利用定員 (第29条第1項の</p>

	<p>確認において定める利用定員をいう。第72条第1項第2号において同じ。)</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>4及び5 略</p>
議案第81号	議案第79号に同じ。
議案第82号	<p>〔児童福祉法〕（昭和22年法律第164号）</p> <p>第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。</p> <p>2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>3 略</p>
議案第83号 ～ 議案第84号	議案第74号に同じ。